

1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現になされている申込み等に係る手数料の額については、この規則による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(財 政 課)

富山県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年6月12日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第33号

富山県予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

富山県予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年富山県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	管理職員特別勤	」
	務手当	
を		
「	管理職員特別勤	」
	務手当	
	災害派遣手当	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(財 政 課)

に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年6月12日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第34号

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年富山県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務（法第19条第7号の規定により同表の第4欄に規定する）」を「特定個人番号利用事務（）」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年^{内閣府}_{総務省}令第7号。以下「府省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年^{デジタル庁}_{総務省}令第9号。以下「命令」に、「府省令第8条第1号」を「命令第15条第1号」に、「府省令で」を「命令で」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(デジタル化推進室)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第268号

指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意について
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による次の

届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認められたので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和6年6月12日

富山県知事 新 田 八 朗

発起人の氏名及び住所	加入区	届出年月日
本川 治人 氷見市柳田1998番地2	氷見加入区 氷見市一円及び	令和6年5月24日
林 幹弘 氷見市脇方 532番地	高岡市太田、渋谷の区域	

富山県告示第269号

指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅について

令和2年6月12日発生の氷見加入区に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号に該当するため消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年6月12日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第270号

土地改良区の定款変更の認可について

常西用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和6年6月5日認可した。

令和6年6月12日

富山県知事 新 田 八 朗

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新川農林振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年6月12日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年4月24日から令和6年12月18日まで
- 3 作業地域
下新川郡入善町青島 地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、富山農林振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年6月12日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年5月13日から令和6年12月13日まで
- 3 作業地域
富山県富山市婦中町下邑地区

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、高岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年6月12日

富山県知事 新田 八朗

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量）

2 作業期間

令和6年4月22日から令和6年5月31日まで

3 作業地域

高岡市伏木磯町外地内

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年6月12日

富山県知事 新田 八朗

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和5年2月16日から令和6年3月21日まで

3 作業地域

富山県富山市金山新南から金山新中地内

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年6月12日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和5年2月9日から令和6年3月21日まで

3 作業地域

富山県富山市金山新東から金山新南地内

土地改良区の役員の退任

朝日町土地改良区の役員であった次の者が令和6年4月26日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和6年6月12日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	鹿熊正一	下新川郡朝日町殿町 1495番地
同	大森雅昭	同 同 南保 5114番地
同	大井幸司	同 同 金山 370番地
同	數家善繼	同 同 月山新 237番地
同	弓野秀人	同 同 大家庄 171番地
同	九里清美	同 同 山崎 5029番地2
同	中島敏	同 同 下山新 580番地1
同	寺崎勝義	同 同 中草野 1番地19

同	扇谷邦英	同	同	宮崎	3268番地
同	笹川謙一	同	同	沼保	391番地
同	澤本賢生	同	同	藤塚	159番地
同	谷口進	同	同	山崎	3154番地
同	坂藤正敏	同	同	南保	2022番地
同	鍋谷康博	同	同	舟川新	359番地
同	田中耕一	同	同	桜町	397番地
監事	水島義晴	同	同	境	1640番地
同	澤井一男	同	同	横水	265番地
同	大倉章一	同	同	細野	551番地

土地改良区の役員の就任

朝日町土地改良区の役員に次の者が令和6年4月27日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和6年6月12日

富山県知事 新田 八朗

職名	氏名	住所	番地
理事	鹿熊正一	下新川郡朝日町殿町	1495番地
同	大森裕一	同 同 長野	1013番地
同	名古屋義和	同 同 山崎	1839番地
同	坂藤正敏	同 同 南保	2022番地
同	大井光男	同 同 藤塚	413番地
同	水島義晴	同 同 境	1640番地
同	笹川謙一	同 同 沼保	391番地
同	田中耕一	同 同 桜町	397番地
同	七澤光宣	同 同 山崎	4185番地
同	藤井謙吉	同 同 横尾	981番地
同	中嶋千代乃	同 同 南保	355番地 1

同	住吉眞正	同	同	下山新	735番地
同	河村隆徳	同	同	月山	530番地
同	前川元久	同	同	三枚橋	477番地
同	藤田進午	同	同	窪田	2605番地
同	上澤聖子	同	同	平柳	185番地15
同	清水康泉	同	同	金山	567番地
監事	井口幸雄	同	同	大家庄	1070番地
同	折谷秀幸	同	同	笹川	1868番地
同	目附秀信	同	同	山崎新	849番地
